

一般事業主行動計画の策定

社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日（3 年間）

2 内 容

(1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

① 目 標 仕事と子育てを両立させることができるよう制度の周知及び取得しやすい環境整備を行なう。

② 対 策 ① 平成 30 年 4 月～
ア 新採用職員研修をはじめ法人内研修の場等を活用して、制度内容等の周知
イ 育児休業及び看護休暇等を取得しやすい雰囲気醸成
ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
エ 育児休業に伴う代替要員の確保

② 平成 32 年 4 月～
制度の利用状況を把握するとともに、改善点等があれば見直しを行う。制度改正等があれば、適切に対応する。

(2) 妊娠中及び出産後の職員の健康や安全の確保

① 目 標 仕事と子育てを両立させることができるよう健康や安全を確保する。

② 対 策 ① 平成 30 年 4 月～
ア 妊娠中及び出産後の職員の勤務体系及び業務内容に配慮

(3) 超過勤務の縮減

① 目 標 超過勤務を縮減し、家庭生活の時間を増大させる。

② 対 策 ① 平成 30 年 4 月～
ア 事務の簡素合理化の推進
イ 超過勤務の縮減のための意識啓発等
ウ ノー残業デーの設定・実施

(4) 年次有給休暇の取得促進

① 目 標 心身のリフレッシュを図り、職員がその能力を十分に発揮できるよう促進に努める。

② 対 策 ① 平成 30 年 4 月～
ア 働きやすい職場環境づくり
イ 休暇等を取得しやすい職場環境づくり